

法人県民税・事業税・特別法人事業税の税率について

法人県民税

法人税割

法人等の区分		税率	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社		法人税額又は個別帰属法人税額 × 4.0%	法人税額又は個別帰属法人税額 × 1.8%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円を超える法人等	法人税額又は個別帰属法人税額 × 3.2%	法人税額又は個別帰属法人税額 × 1.0%
	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下の法人等	法人税額又は個別帰属法人税額 × 3.2%	法人税額又は個別帰属法人税額 × 1.0%

※他の都道府県においても事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判断は、地方税法(以下「法」という。)第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとなります。

※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告における法人税割額については、以下の経過措置によります。

$$\text{前事業年度の法人税割額} \times 1.9 \div \text{前事業年度月数}$$

均等割

法人の区分	法人県民税均等割額		
	標準税率	紀の国森づくり税	合計額
1. 次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等 ロ 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの) ハ 一般社団法人(非営利型法人を除く)及び一般財団法人(非営利型法人を除く) ニ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は除く) ホ 資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額 20,000円	年額 1,000円	年額 21,000円
2. 資本金等の額が1,000万円を超え、1億円以下の法人	年額 50,000円	年額 2,500円	年額 52,500円
3. 資本金等の額が1億円を超え、10億円以下の法人	年額 130,000円	年額 6,500円	年額 136,500円
4. 資本金等の額が10億円を超え、50億円以下の法人	年額 540,000円	年額 27,000円	年額 567,000円
5. 資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円	年額 40,000円	年額 840,000円

※平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から「紀の国森づくり税」として均等割の税額の5%相当額が加算されています。

※「資本金等の額」とは、法第23条第1項第4号の5で定める額で、平成27年4月1日以後開始の事業年度から、無償増減資等の金額を加減算する措置を講じ、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額が均等割の税率区分の基準となります。

※保険業法に規定する相互会社の均等割は、純資産額で区分します。

法 人 事 業 税

法 人 区 分		所 得 区 分 等 の 区 分		令和元年10月1日 から令和2年3月31日 までの間に開始する事 業年度	令和2年4月1日以後 に開始する事業年 度	
①	外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人)	付 加 価 値 割		1.2%	1.2%	
		資 本 割		0.5%	0.5%	
		所 得 割	年400万円以下の所得		0.4%	0.4%
			年400万円を超え 年800万円以下の所得		0.7%	0.7%
			・年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人(※1)		1.0%	1.0%
②	資本金の額又は出資金の額 が1億円以下の普通法人、公 益法人及び投資法人等	年400万円以下の所得		3.5%	3.5%	
		年400万円を超え 年800万円以下の所得		5.3%	5.3%	
		・年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人(※1)		7.0%	7.0%	
③	特別法人(農業協同組合、信 用金庫、医療法人等)	年400万円以下の所得		3.5%	3.5%	
		・年400万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人(※1)		4.9%	4.9%	
④	電気供給業(法第72条の2第1項 第3号で指定する事業を除く)、ガ ス供給業(法第72条の2第1項第 2号カッコ書で指定する事業を除 く(※3)、又は保険業を行う法人	収入割		1.0%	1.0%	
⑤	電気供給業(法第72条の2第1 項第3号で指定する事業)(※ 2)	②及び③の法人	所得割	-	1.85%	
			収入割(※4)	-	0.75%	
		①の法人	付加価値割	-	0.37%	
			資本割	-	0.15%	
		収入割(※4)		-	0.75%	

※1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

※2 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等の課税方式が見直され、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人にあつては収入割、付加価値割及び資本割の合算によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によってそれぞれ課することとされました。

※3 平成30年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち法第72条の2第1項第2号カッコ書で指定する事業を除く法人が収入割を課されることとされました。

※4 電力会社が行う電気供給業のほか、再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス)の固定価格買取制度を利用した売電事業も電気供給業に該当します。なお、現に電気を供給している実態があれば、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

※5 令和元年9月30日以前の税率につきましては、和歌山県税事務所へお問い合わせください。

※6 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、以下の経過措置によります。

$$\text{前事業年度の法人事業税額} \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3$$

特別法人事業税(国税)

課税標準	税 率	
	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合計額により法人事業税を課税される法人の所得割額	260.0%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課税される普通法人の所得割額	37.0%	37.0%
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額	34.5%	34.5%
収入割額(電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等を除く)によって法人事業税を課税される法人の収入割額	30.0%	30.0%
収入割額(電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等)によって法人事業税を課税される法人の収入割額	30.0%	40.0%

※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、以下の経過措置によります。

$$\text{前事業年度の法人事業税額} \div \text{前事業年度の月数} \times 2.3$$

※地方法人特別税は令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

紀 の 国 森 づ く り 税

紀の国森づくり税は、森林の公益的機能(水源涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、野獣鳥獣保護、二酸化炭素吸収源等)は、すべての県民に及んでいるとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として設けられた税金です。

この税は県民税均等割の超過課税方式を採用しており、法人県民税均等割及び個人県民税均等割に上乗せ課税されます。

○法人……法人県民税均等割の5%

○個人……年額:500円

資本金等の額	年税額
1,000万円以下	1,000円
1,000万円超～1億円以下	2,500円
1億円超～10億円以下	6,500円
10億円超～50億円以下	27,000円
50億円超	40,000円

電子申告・電子納税のご利用について

法人県民税・法人事業税は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、インターネットを利用した電子申告を受け付けています。

また、共通納税システムを利用した電子納税も可能です。

大法人の電子申告義務化

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納付申告書、申告書に添付すべきものとされている書類については、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

●対象となる法人

次の国内法人が対象となります。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人、特定目的会社

●適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分から適用

お問合せ先

名 称	所 在 地	管轄区域・電話番号
和歌山県税事務所 事業税課法人グループ	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	和歌山県全域 (073) 441-3397

(R3.3)